⑶　その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　権利の代金が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

二　役務提供契約の場合は、省令第四十六条の三第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために業務提供誘引販売業を行う者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、業務提供誘引販売業を行う者は一切の損害賠償又は違約金の支払を請求することができません。
⑷　役務の対価が既に支払われているとき又は取引料が既に提供されているときは、業務提供誘引販売業を行う者は速やかにその全額を返還しなければなりません。

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
⑷　購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を一切請求することができません。
⑸　物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
⑹　物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は速やかにその物品を返還しなければなりません。

様式第六（第五十五条関係）

特定商取引に関する法律第五十八条の十四第一項に基づく
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために購入業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリング・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

⑴　この書面を受領してその内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
⑵　クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
⑶　その際、クーリング・オフの効力を第三者に対抗することができます。ただし、第三者がクーリング・オフされた旨又はクーリング・オフされることがある旨を知らず、かつ知らないことについて過失がないときは、この限りではありません。
⑷　購入業者はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを一切請求することができません。
⑸　物品の代金を既に受け取っているときは、その代金の返還に要する費用は購入業者の負担になります。
［加える。］